



栃木県庁働き方改革プロジェクト2025



みんなで、いい仕事をしよう！

令和7(2025)年3月27日
行政改革ICT推進課

県庁全体の労働生産性を高めるため、令和7(2025)年度における3つの共通ルールを策定。

1 タイムマネジメントの視点

時間は限られた資源。職員がお互いに相手の時間に配慮した働き方を実践

- ① 庁内会議・打合せ等 原則、9時～16時30分を実施し、資料は事前に共有。1案件30分以内を目安に実施。
- ② 資料作成や説明等 資料は作り・作らせすぎない。上司への説明・確認は決裁に関与する者が集合して一度に実施。
- ③ 庁内照会 照会目的や作業内容、期限、該当所属、前回のデータ添付等、照会元が意識して照会。



2 デジタルファーストの視点

デジタルを活用した業務の見直しを推進

- ① 行政手続のオンライン化の推進 デジタルツールの活用により行政手続の簡素化を推進。
- ② ペーパーレス化の推進 庁内打合せの完全ペーパーレス化へ。会議もペーパーレスを基本に。
- ③ オンライン会議・研修等の活用 移動に要する時間を有効に使えるオンライン会議・研修等を積極的に活用。



3 意識改革の視点

職員一人一人の改革マインドの促進と、それを支える働き方を実践

- ① コミュニケーション力の強化 文字(チャット等)と言葉(対面)を効果的に使い、積極的な情報共有を。
- ② 柔軟で効率的な働き方の促進 テレワーク等の多様な働き方を受け入れる声かけを。
- ③ 改革マインドの促進 失敗を恐れずに挑戦する環境をつくり、職員の提案をみんなで支えよう。



○働き方改革を進めるためには、様々な年齢や職種、役職の県職員が一体的に意識・行動を変えていくことが必要です。

○県庁全体の労働生産性を高めて生み出した時間を、より一層の県民サービスの向上に繋げましょう。

いい仕事をして、定時退庁を基本とする働き方を文化に！

※「いい仕事」とは、労働生産性（＝業務で生まれる付加価値÷労働時間）が高い仕事のこと。